特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
1	就学援助関係事務 基礎項目評価書						

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市教育委員会は、就学援助関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳴門市教育委員会

公表日

平成27年12月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	就学援助関係事務					
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として就学援助費を支給する。					
③システムの名称	なし					
2. 特定個人情報ファイル	名					
 (1)就学援助ファイル 						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第23条 3. 番号法第9条第2項及び 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び持定はおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特別を10円					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

(平成27年鳴門市条例第29号) 第4条第1項別表第1 3の項

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	(番号法別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26,87の項)
②法令上の根拠	(番号法別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第2欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項)
	(番号条例別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「教育委員会」の項のうち、第2欄(事務)に「就学困難と認められる児童生徒の 保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの」が含まれる項(1の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	教育委員会学校教育課
②所属長	学校教育課長 竹下 聡一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	鳴門市企画総務部総務課				
請求先	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170				
	088-684-1203				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	鳴門市教育委員会学校教育課 〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜31-36 088-686-8802
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	27年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	27年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明